

平成30年6月1日  
子ども・若者部  
子ども家庭課

子どもの近くで働くことができる  
ワークスペースひろば型補助事業について（報告）

1 主旨

世田谷区では待機児童の解消に向け、保育施設整備等を通じて保育定員の拡充を進めている。また、子育てと仕事を両立し多様な働き方を選べるようにするなど、「働き方改革」が社会全体に求められている。

そのような状況のもと、保育施設に子どもを預けてフルタイムで働くか、働かずに在宅で子育てをするかの「0か100」以外の選択肢を提示し、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をするといった多様な働き方のニーズに応えた受け皿を確保するため、子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型の整備及び運営を行う事業者を募集し、事業を実施する。

2 主な実施内容

(1) 事業開始時期 平成30年9月1日以降

(2) 整備数 2か所（おでかけひろばとしての新規・既存を問わない）

(3) 実施する事業

おでかけひろば機能にワークスペース機能を併せて設置する。以下のようなワークスペース機能を想定している。

- ・2人以上の利用者が利用しても差し支えない程度以上の広さ及び設備を有する独立した専用のスペースを確保する。
- ・ワークスペース利用者の子どもの預かり場所として、おでかけひろば内に3人以上の子どもの預かりができるスペース（1人あたり3.3㎡以上）を確保する。定員に空きがある場合はワークスペース利用者以外の利用も可能。

(4) 主な利用対象者

おでかけひろばの利用登録をしている者で、復職・起業を考えている者や、フリーランスで働いている者等。

(5) 実施日数 週5日以上

(6) 実施場所

国の一時預かり事業の基準を満たし、子育て親子が集うのに適した場所で開催する。

(7) 利用料

ア ワークスペース機能の利用料

事業者が利用料を提案する。(日額500円程度(目安))

イ ワークスペース利用者の子どもを預かる機能の利用料

世田谷区ほっとステイ事業実施要綱に基づく、ほっとステイ事業の利用料と同額とする。

(8) 補助経費(1か所あたり) 9,278千円(12か月分運営費補助)

ただし、平成30年度は5,412千円(7か月分運営費補助)

初年度については開設準備経費として1,500千円(おでかけひろばが既存の場合は500千円)を補助

特定財源として、国の「子ども・子育て支援交付金：補助率2/3

(国1/3、都1/3)」を活用する。

(9) その他

事業開始後も、利用者アンケートの実施などにより利用者の声を聞きながら、利用者の視点に立ったより良い事業としていく。

3 事業者の選定について

(1) 主な応募資格

- ・区内に住所を有する団体であること。
- ・政治若しくは宗教活動又は利益の分配を目的としない法人又は団体であること。

(2) 選定方法

選定委員会(学識経験者2名含む)において審査を行い、協議の上、決定する。ヒアリング及び書類審査のほか、必要に応じて現地調査を行う。

4 スケジュール

平成30年5月	1日	募集要項配付
	5月15日	事業者応募説明会
	6月11日	応募書類提出期限
	7月上旬	ヒアリング、選定委員会
	7月中旬	整備・運営事業予定者決定
	7月下旬～	開設準備
	9月以降	開設